

# 令和3年度以降の行政評価局調査テーマ候補についての意見募集について

令和3年1月28日  
総務省行政評価局企画課

## 1 意見募集の趣旨

総務省では、複数府省にまたがる政策や、各府省の業務の実施状況について、全国の管区行政評価局・行政評価事務所等を活用して実態を調査・分析し、必要な改善策を指摘する行政評価局調査（※）を実施しています。



この度、令和3年度以降の調査テーマ候補を選定しましたので、以下のとおり国民の皆様方から広く意見を募集することとしました。

※ 行政評価局調査の仕組みや最近の結果については、下記を御覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html)

## 2 意見募集の対象

下記(1)及び(2)について、調査テーマ候補やこれらの調査を行うに当たっての視点等についての御意見をお寄せください。

- (1) [令和3年度実施予定の調査テーマ候補及び4年度以降に実施を検討している調査テーマ候補（別紙1）](#) 
- (2) [令和3年度実施予定の調査テーマ候補の具体的な調査内容（別紙2）](#) 

令和4年度以降に実施を検討している調査テーマ候補については、3年度に必要な事前調査、情報収集等の準備活動を行い、各年度の「行政評価等プログラム」を策定する過程で選定することとしています。

令和3年度実施予定の調査テーマ候補及び4年度以降に実施を検討している調査テーマ候補については、行政を取り巻く環境の変化が激しいこと等を踏まえ、年度途中においても必要に応じて見直すこととしています。

## 3 募集期間


令和3年1月29日（金）～2月28日（日）

※ 行政評価局調査テーマについては、下記URLにおいて、今回の意見募集期間にかかわらず、随時、意見等を受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

## 4 提出方法

御意見及び必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏

名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記の上、募集期間内に提出してください((2)~(4)の方法による場合は、[別紙様式](#) をお使いいただいても結構です)。

なお、電話による受付は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

※1 お寄せいただいた意見、個人情報等につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、法令等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条(守秘義務)、第109条(守秘義務違反の罰則)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、総務省プライバシーポリシー)に基づいて適切に取り扱います。具体的には、氏名及び住所並びに連絡先は、御提出いただいた意見について、総務省から照会させていただく場合に限って用いさせていただきます。

※2 御提出いただいた「意見」については、必要に応じ公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合  
e-Govの「パブリック・コメント：案件一覧」における「意見募集案件」のページ (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) のキーワード欄に「行政評価局調査テーマ」と入力して検索。題名をクリックして本件についてのページを開き、ページ下部の「意見入力へ」をクリックして、意見提出フォームから御提出ください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[i-hyouka\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:i-hyouka_atmark_soumu.go.jp)

※ 迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

総務省行政評価局企画課 宛て

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-5418

総務省行政評価局企画課 宛て

(4) 郵送する場合(募集期間内必着でお願いします。)

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省行政評価局企画課 宛て

## 5 留意事項

今回、御提出いただいた意見については、調査テーマを決定する際の参考とさせていただきます。ただし、個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、調査テーマ決定後も、引き続き随時、意見等を受け付け、今後の調査テーマの選定や具体的な調査の実施の際の参考とさせていただくこととしております。